

## 別表四付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が次に掲げる規定の適用を受ける場合に記載します。
  - (1) 法第26条第4項《還付金等の益金不算入》の規定
  - (2) 法第38条第3項《法人税額等の損金不算入》の規定
  - (3) 法第61条の11第1項《完全支配関係がある法人の間の取引の損益》（同条第8項の規定の適用がある場合に限ります。）の規定
  - (4) 法第64条の8《通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入》の規定
  - (5) 令第19条第6項《関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額》の規定
- 2 「損金経理をした通算税効果額の支払額（附帯税の額に係る部分の金額に限る。）2」の欄の記載に当たっては、当該事業年度に令和2年改正前の法（3において「令和2年旧法」といいます。）第38条第3項《法人税額等の損金不算入》に規定する附帯税の負担額の減少額又は同条第4項に規定する附帯税の負担額を支払う場合のその支払う金額がある場合には、当該金額を含めて記載します。
- 3 「収益として経理した通算税効果額の受取額（附帯税の額に係る部分の金額に限る。）7」の欄の記載に当たっては、当該事業年度に令和2年旧法第26条第4項《還付金等の益金不算入》に規定する附帯税の負担額又は同条第5項に規定する附帯税の負担額の減少額を受け取る場合のその受け取る金額がある場合には、当該金額を含めて記載します。